

H31 年度(2019 年度) 移住定住環境整備事業補助金のご案内

【お問合せ先】 〒859-5121 平戸市岩の上町 1508 番地 3
 平戸市役所地域協働課 定住推進班
 TEL : 0950-22-4111
 E-mail: teiju@city.hirado.lg.jp
 http://www.city.hirado.nagasaki.jp



平戸市では、少子高齢化及び人口流出による人口減少を抑制するため、平戸市人口減少対策本部を設置し、「ずっと住み続けたい」「住んでみたい」と思える魅力的なまちを実現するため、人口減少抑制対策に積極的に取り組んでいます。その中の重点主要施策のひとつとしている「移住・定住」を促進するため、本市へ移住・定住される新規転入者の住宅の取得費や改修費用、引越費用等に対し、補助金を交付します。また、既に住んでいらっしゃる市内在住者で、本市に定住する意志をもって住宅を取得した場合に対しても補助金を交付します。



移住定住環境整備事業補助金



事業名	対象者	補助対象住宅等	補助率及び補助額	申請期限	申請種別	申請添付書類
①新規転入者住宅取得支援事業	新規転入者で、転入後、5年以内に住宅を取得するもの ※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外	市内業者により建設された新築住宅 市外業者により建設された新築住宅 中古住宅 (市の空き家バンク制度を利用して売買された空き家バンク登録物件)	住宅取得費の10%又は別表(裏面)で算出した価格のいずれか低い額【上限200万円】 ※グリーンヒルズ加算あり 住宅取得費の5%又は別表(裏面)で算出した価格のいずれか低い額【上限100万円】 ※グリーンヒルズ加算あり 住宅取得費の7%又は50万円のいずれか低い額	住宅を取得した日(住宅の引渡し日)から1年以内	建築後の申請可 建築後の申請可 取得後の申請可	①住民票謄本 ②住宅取得に要する経費を明らかにできる書類(売買契約書、工事請負契約書等の写し、見積明細等) ※中古住宅取得の場合、売買契約書等の写し ③市税等の滞納がない旨の証明書 ④取得した建物の登記事項証明書または建築基準法に基づく検査済証の写し ※中古住宅の場合、登記事項証明書 ⑤住宅取得に要した経費を明らかにできる書類(領収書またはこれに準ずるものの写し等) ⑥転入前3年以上、他の市町村の住民基本台帳に登録されていたことを明らかにできる書類(戸籍の附票等) ⑦本市に住所を定める誓約書 ※空き家バンク登録物件を購入し、改修後でなければ本市に住民登録し、物件に居住することができない場合など ⑧その他必要と認める書類
②市内在住者住宅取得支援事業	市内在住者で、定住を目的として新たに住宅を取得される人 ※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外	市内業者により建設された新築住宅	住宅取得費の3%又は30万円のいずれか低い額。ただし、高校生以下の児童・生徒が同居する場合、1人につき10万円を加算 ※グリーンヒルズ加算あり	住宅を取得した日(住宅の引渡し日)から1年以内	建設後の申請可	
③中古住宅改修費用支援事業	市の空き家バンク制度を利用して中古住宅(空き家バンク登録物件)を取得又は賃借した新規転入者で、平成27年4月1日以降に転入かつ定住を目的として平戸市に移住した人又は市内に中古住宅を所有している人 ※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外	平戸市の空き家バンクに登録した物件で、居宅の用に供するため改修する経費及び放置されていた家財道具の撤去費用。ただし、市の交付決定日以後の経費に限る。 【中古住宅を所有している人へ】 空き家バンク登録物件の早期成約につなげることを目的として、事前に改修する場合にご利用ください(成約相手方・候補者が決まってからの改修は不可)。また、前述の目的により補助するため、改修後は引き続き空き家バンクに登録し、交渉・成約は空き家バンク制度を利用することをお願いいたします。	補助対象経費の1/2以内とし、50万円を限度とする。	中古住宅を取得又は賃借した日から1年以内。 ただし、市内に中古住宅を所有している者が行う場合は、この限りでない。	事業着工前に申請を行う必要があります。	①住民票謄本 ②不動産登記簿 ③住宅改修に要する経費を明らかにできる書類(工事請負契約書等の写し) ④住宅改修に要した経費を明らかにできる書類(領収書またはこれに準ずるもの) ⑤事業にかかる改修前、改修後の写真 ⑥転入前3年以上、他の市町村の住民基本台帳に登録されていたことを明らかにできる書類(戸籍の附票等) ⑦市税等の滞納がない旨の証明書 ⑧本市に住所を定める誓約書 ※空き家バンク登録物件を購入し、改修後でなければ本市に住民登録し、物件に居住することができない場合など ⑨その他必要と認める書類
④Uターン者促進住宅改修支援事業	Uターン者で平成24年4月1日以降に定住を目的として本市に移住した人又はその親族(2親等以内)で市内に住宅を所有している人 ※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外	Uターンした移住者又はその親族(2親等以内)が所有する市内の物件で、移住者の居宅の用に供するため改修する経費。ただし、市の交付決定日以後の経費に限る。	補助対象経費の1/2以内とし、50万円を限度とする。	Uターン者が本市に転入した日から5年以内。又は、転入前の改修については、転入前1年以内	事業着工前に申請を行う必要があります。	“中古住宅改修費用支援事業”の添付書類に加え、下記の書類を添付 ○戸籍謄本 ※戸籍謄本で申請者と改修物件所有者が親族(2親等以内)であるか確認ができない場合、別途確認できる書類をご提出ください。 ○Uターン者であることが確認できる書類 ※④と⑤の改修後写真は、改修後の実績報告時に提出いただきます。
⑤移住費用支援事業	新規転入者で、平成27年4月1日以降に転入かつ定住を目的として平戸市に移住した人 ※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外	市外から平戸市へ移住する際に生じる荷物運搬料及び交通費(有料道路代、燃料費等)	補助対象経費の2/3以内とし、20万円を限度とする。 【移住支援金】加算あり 東京23区に居住又は、通勤した者で平戸市に移住し、長崎県が認める県内中小企業等に就職した場合、移住費用支援事業補助金に100万円加算(単身世帯は60万円)。 ※裏面を確認	本市に転入した日から1年以内	転入後の申請可	①住民票謄本 ②移住する際に生じた荷物運搬料及び交通費に係る領収書等 ③市税等の滞納がない旨の証明書 ④転入前3年以上、他の市町村の住民基本台帳に登録されていたことを明らかにできる書類(戸籍の附票等) ⑤その他必要と認める書類

用語の定義

定住

平戸市の住民として永住の意志をもって居住し、5年以上継続して住民登録し、かつ、生活の本拠が平戸市にあること

新規転入者

転入前3年以上、平戸市以外に住民登録していた人で、平成23年4月1日以降に平戸市に定住を目的として住所を定めたもの又は本市に定住を目的として住所を定める旨の誓約書を提出したもの

Uターン者

新規転入者のうち平成24年4月1日以降に転入した人で、過去市内に住所を有していた人

市内在住者

市内に住所を有する人(住民登録している人)

新築

個人が居住のために建築した建物で、平成27年4月1日以降に新築し取得すること。ただし、相続、贈与、その他取得対価を伴わない事由により建物を取得した場合を除く。

中古住宅

過去に人の居住のために使用されていた物件で、売却又は5年以上引き続き賃貸できる物件で、平戸市の空き家バンクに登録されたもの。

市内業者

平戸市内に事務所を有する住宅建設関連業者で、建設業法に基づく許可を受けた法人又は個人で市長が認めるもの。

市外業者

平戸市外に事務所を有する住宅関連事業者で、建設業法に基づく許可を受けた法人又は個人で市長が認めるもの。

※グリーンヒルズ加算あり

左記補助金のうち、平戸市分譲宅地「グリーンヒルズ」を平戸市から購入し、新築した場合、住宅取得支援事業補助金に20万円を加算します。

平戸市空き家バンクへの登録について

市では、空き家の有効活用による移住・定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とした「空き家バンク」制度を設置し、空き家の所有者からの申し込みによって登録された物件を、移住・定住を目的とする空き家の利用希望者に対し、市が情報提供する「空き家バンク」制度を設置しています。

【物件をお持ちの方へ】

市内に一戸建て住宅を所有し、他人に売りたい、貸したいとお考えの方は、空き家バンクに登録をお願いします。空き家バンクに物件の登録をいただくと、他人に貸す際に生じる物権のリフォーム等について、平戸市移住定住環境整備事業補助金の「中古住宅改修費用支援事業」(補助率1/2、補助限度額50万円)の適用を受けることができる場合があります。

【登録物件の購入・賃貸を希望する方へ】

購入・賃貸を希望する場合も事前に利用者登録の申請をしていただき、その後、交渉申込書の提出が必要です。

※「平戸市移住定住環境整備事業補助金」及び「空き家バンク」に関する対象者や要件等、詳細についてのお尋ね及び申請は上記お問い合わせ先までお願いします。

なお、申請にあたっては申請書類及び添付書類の提出が必要です。(申請書等についての情報は、市HPにも掲載しています)

ご注意ください!

以下の要件に該当する場合、補助金の全部又は一部を返還いただく場合があります。

- ①補助金の交付要件を欠に至ったとき。
- ②虚偽、その他の不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき
- ③当該補助金を目的外に使用したとき
- ④補助金の交付を受けた日から5年以内に交付対象となった住宅を売り渡し、または居住しなくなったとき
- ⑤その他、補助金交付の規定に違反したとき

新規転入者 住宅取得支援事業に係る別表

対象経費	新築面積 (㎡)	算出価格
市内事業者による建築	1㎡以上 ~ 100㎡未満	170,000円×面積×10%
	100㎡以上 ~ 150㎡未満	162,000円×面積×10%
	150㎡以上 ~ 200㎡未満	153,000円×面積×10%
	200㎡以上 ~	145,000円×面積×10%
市外事業者による建築	1㎡以上 ~ 100㎡未満	170,000円×面積×5%
	100㎡以上 ~ 150㎡未満	162,000円×面積×5%
	150㎡以上 ~ 200㎡未満	153,000円×面積×5%
	200㎡以上 ~	145,000円×面積×5%

※平戸市移住定住環境整備事業補助金要綱 別表第2 (第3条関係、第4条関係)

新規転入者 移住支援金(加算)について

東京23区(在住者又は通勤者)から東京圏外へ移住し、移住支援事業を実施する都道府県が選定する中小企業等に就業した方国・県・市が共同で交付金を支給するものです。平戸市では、「平戸市移住定住環境整備事業補助金」の移住費用支援事業において、加算額として支給されます。



【対象者】

●移住直前に、連続して5年以上、東京圏(東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県)に在住し、かつ東京23区内に通勤していた人。

※ただし、東京圏内でも過疎地や離島など条件不利地域を除く
※雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

●長崎県が移住支援金の対象として選定した中小企業等に新規就業した人。

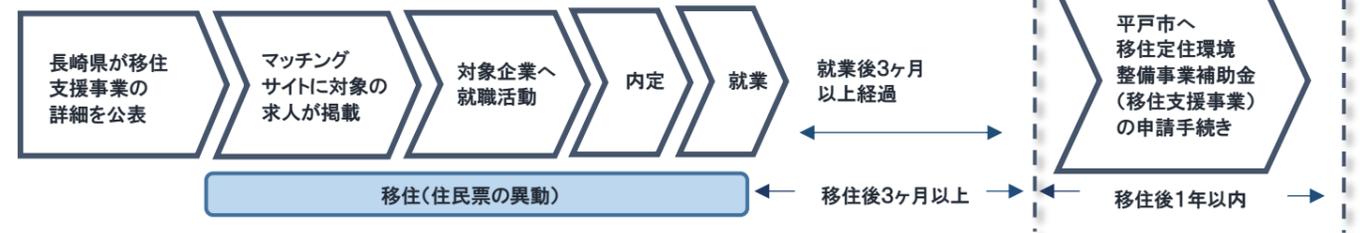
【加算額】

100万円(単身世帯は60万円)

【申請期間等】

- 長崎県が移住支援事業の詳細(選定企業等)を交渉した後の転入であること。
- 申請が転入後3ヶ月以上1年以内であること。

移住支援金の加算を受ける場合の流れ(例)



Q 対象となる求人はどんなもの?

地方創生の観点から長崎県が選定する法人の週20時間以上の無期雇用契約の求人

※次の場合は対象になりません。

- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を勤めている法人への就業
- ・官公庁、資本金10億円以上の法人、みなし大企業、本店所在地が東京圏の法人、雇用保険の適用外事業主、風俗営業者、反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する法人 等

Q 条件不利地域とは?

「過疎地域自立促進特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村(政令指令都市を除く)

【1都3県の条件不利地域の市町村】

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村